（職業能力開発促進法の一部改正）

第九十条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第五項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十条第六項中「第二十八条第五項各号のいずれか」を「第二十八条第五項第二号又は第三号」に改める。

第三十条の十九第二項第一号を次のように改める。

一　心身の故障によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（労働安全衛生法の一部改正）

第九十一条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第八十四条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（作業環境測定法の一部改正）

第九十二条　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により作業環境測定士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第九十三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号ロを次のように改める。

ロ　事業主団体が第十八条第一項の許可を受けて建設業務有料職業紹介事業を行おうとする場合にあっては、心身の故障により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十三条第四号ハ中「又はロ」を「からニまでのいずれか」に改め、同号中ハを ホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする場合にあっては、心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施することができない者として厚生労働省令で定めるもの

ニ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十条第一項の表第三十二条の十四の項中「から第八号」を「、第二号及び第四号から第九号」に、「又はロ」を「及びニ」に改める。

第三十二条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十六条第五項及び第四十条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四十四条の表第三十六条の項中「から第八号」を「、第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「、第二号、第四号及び第五号」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第九十四条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第五項及び第十四条第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十六条中「から第八号」を「、第二号及び第四号から第九号」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正）

第九十五条　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同項第三号を削る。

第六条第一項中「第三条第三項各号（外国看護師等にあつては、同項第二号）」を「第三条第三項第二号」に改める。

第十条第二号及び第二十一条の五第二号中「第七条第二項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第九十六条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

附則第四条第三項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（港湾労働法の一部改正）

第九十七条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者